

通 教 月 報

診 療 情 報 管 理 研 究

令和 8 (2026) 年 9 月号

編 集 武田 隆久
発 行 人〒102-8414 東京都千代田区三番町 9-15
一般社団法人 日本病院会 事業部教育 1 課
TEL 03-5215-6647 (受講生専用)
FAX 03-5215-6648 (受講生専用)
URL <https://jha-e.jp/>受付時間 10:00~17:00
(ただし、土・日・祝祭日、年末年始は除く)

発 行 日 毎月 1 日

専門職として体得すべき職業倫理

中川原譲二

専門課程小委員会 委員

日本診療情報管理学会 理事

梅田脳・脊髄・神経クリニック 院長

近年、医療の高度化・複雑化に伴い、診療情報管理士の業務範囲はより拡大し、業務の精緻化が求められるようになっていきます。言うまでもなく、診療情報管理は、質の高い安全・安心な医療を提供するうえで、重要な意義と役割を有しています。医療として提供された診療・看護、および関連する諸サービスの実施の事実とその経過、ならびにその所見や結果は、正確かつ論理的に整理された記録として保存されることが必要です。なぜなら、これらの保存された記録によって、提供された診療や看護等が妥当で適切なものであったかを後日検証、評価することが可能となり、医療の質と安全性の向上につながるからです。

また、診療情報管理士が、診療や看護等の記録を正確かつ論理的に整理することにより、診療や看護等に対する責任が明確となります。医療現場での責任の明確化は、患者の権利と尊厳を尊重する患者中心の医療を実践するために、常に求められる条件です。このため、診療情報管理士には、時に善悪を正しく判断し、誠実に行動する気持ちが必要となるため、職業倫理の体得が課題となります。

日本診療情報管理学会が制定した「診療情報管理士の誓い」は、これまで6つで構成されていましたが、今後以下のように7番目加わる予定です。①診療情報管理に関わる法令や諸規則を遵守し、誠実に業務を遂行する。②患者の価値観、及び個人の権利を尊重し、すべての診療情報を差別することなく安全に管理する。③プライバシーの保護を徹底し、職業上知りえた秘密を絶対に漏らさない。④診療情報を目的外に利用すること、事実を覆い隠すこと、また事実と異なる改変をすることを受け入れない。⑤診療情報を科学的に活用し、真に患者のための医療に役立てることを目指す。⑥常に研鑽を積んで専門的能力を高め、他の職種との協調・連携に努める。⑦診療情報の記録としての質を高めることが、医療の質向上につながることを目標に、診療情報管理のあるべき姿を追求し続ける。

診療情報管理士は、良質で安全な医療・保健・介護・福祉を支えるために、診療情報の管理・活用を担う専門職と定義されますが、職業倫理の体得と質の高い安全・安心な医療の提供に寄与することで、専門職としての診療情報管理士の地位の向上と身分の確立につながると考えられます。

(お知らせ) 『第 52 回 日本診療情報管理学会学術大会』 (岩手・盛岡) が 9 月 17~18 日に開催されます。

テーマ: 診療情報管理が支える未来の医療 —データ活用と倫理の調和—

詳細は、[日本診療情報管理学会学術大会のホームページ](#) または、[月報 7 月号](#)をご確認ください。

